

表一3 山林作業の安全管理に関する研究の今後の実施計画

実施計画の段階と項目	実施予定の内容
5. チェックリストの配布、と不安全行動の記録(10~11月)	実施段階2で指定した営林署・事業所を対象とし、11月中の作業員の不安全行動を、単位作業別に記録、頻度の測定を行なう。
6. 内田・クレペリン精神検査の実施(12月)	上記、署、事業所の全作業員に実施
7. 実験的な働きかけ(12月)	事業所単位にペアを作り、チェック・リストに掲示してある行動について、安全行動実行・基準動作の励行を、全作業員に働きかける。その方法は、(1)講義方式(視聴覚教育を含む)と(2)集団決定理論の適用とする。
8. 上記働きかけ後の不安全行動の出現頻度の記録(12月~39年・3月)	講義方式および集団決定方式の効果を測定すべく、さきのチェック・リストにより不安全行動の出現頻度を単位作業別に、継続的に一定期間記録し、5の段階のものと比較する。内田・クレペリン検査結果との関連分析
9. 安全運動に関するアンケートの配布、(11月)と、とりまとめ(12月)、実験的働きかけ(39年・2月)、結果のまとめ(39年3月~)	熊本営林局管内の全作業員(現場)に配布、事業所、担当区、貯木場ごとにまとめ、特色のある署、事業所、担当区、貯木場の作業員を対象に、5~8までの段階を新しく実施し、その結果を検討分析する。またその特徴を形成している要因の分析を実施する。
10. 繼続研究	

4. 本研究の実施経過と今後の計画

本研究の実施経過と、今後の計画は、表一2および表一3に示すとおりである。

こゝでこの研究の特色を、簡単にのべておく必要があろう。上にみたような災害原因と考えられる4つの要因に、直接手を入れることは現実の問題として不可能なことである。

したがって、当面の労務災害防止対策として、比較的、手軽で、しかもかなりの効果を期待できる方法を、伐木・造材、機械集材、トラック積込みなど、機械化された作業に実施してみて、その妥当性をおさえ

ることにした。

われわれは、「習慣のなかでもっとも変え難いものの変えさせるための有効な働きかけ」として、レビンの集団決定の理論⁽¹⁾を重視し、これを「作業員の安全規則無視習慣」を「安全基準動作遵守」の方向へ変えさせるための有効な働きかけとして応用すると同時に、その妥当性を検証することにして、この研究計画をすゝめている。

(註)

(1) 熊本営林局：昭和37年度公務災害統計表 P. 1.

(2) K.Lewin. Field Theory in Social Science
(1951) PP. 227~234

16. H家の林業経営と問題点

九大農学部 黒田迪夫
瓜生恵美子

H家の林業経営といつても特別の経営ではない。ごくありふれた農家の営む林業経営の一例である。農家の営む林業経営は周知の「林業基本問題と基本対策」において、家族経営林業として位置づけられ、その育

成が大きく取上げられているが、答申後それをめぐって多くの批判や評価がなされている。例えば家族経営林業は将来の我国の林業生産の担い手になり得ないのではないかといった議論も行われている。しかしそれ

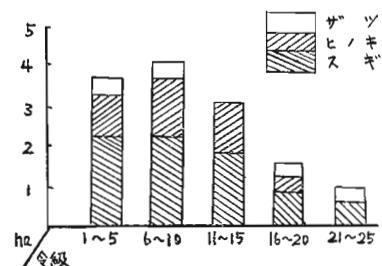
らの議論の内容を検討してみると、その多くが頭のなかで組み立てられたもので、具体的、実証的な調査研究をつみあげたものではない。また遠い将来はともかくとして、現実には周知のように我が國の森林所有者の大多数は農家であるから、その改善に取組まない限り、林業生産力が高まって行かない。そういうわけで私達は農家の林業経営を発展させる上にどこに問題点があるのかを探究する調査をはじめたわけで、ここに取上げたH家の林業経営もその一つである。

それではH家の林業経営というのはどういう内容になっているかというと、家族6人で、水田3反2畝、普通畠5畝、茶畠5反6畝、山林12町2反3畝を經營し、粗所得として約50万円を得ている。所得の源泉は農業7万8千円、特産27万2千円、林業14万4千円で、現状ではとくに茶(14万円)と椎茸(9万1千円)の収入が大きな比重を占めている。ただこの經營では雇傭がかなり多く(年間延387人、23万2千円)、所謂家族労作經營というよりも、少し企業的經營の方へ近づいた經營内容となっており、その点家族經營の典型的な事例としてはいささか不適当ともいえるが、類型としてはやはり家族經營の範疇に入ると思う。

ところでH氏の話によると、今後の方針としては茶、椎茸、柿といった特産をきり立て、農業は飯米程度として、育林生産を中心をおく經營にして行きたいという。つまり、林業で食う經營にしたいというわけである。私はかねがね農主林従といった經營では、とかく農に片寄り、林の方は備蓄財産的に取扱われてしまう場合が多いので、林主農従といった經營にしなければならないと考えていたものだから、H氏の意見に賛成したわけであるが、さてそうした經營へH氏の經營を導こうとするといろんな問題が出てくる。

その第一は所得の問題である。H氏の森林は第1図にみるように、非常によく造林されているが、幼令林分が多い。つまり伐る木の方は僅かで、逆にこれから

第一表 林令別面積分配状況



手入のかかる林分が多いわけである。だから一挙に特産をやめてしまうと食えなくなる。育林業でくって行くようになるのは少くとも10年先あるいはそれ以上のことになるであろう。第二に仮にH氏の森林を将来法正状態に導き、毎年の保続的収入を期待するとした場合、どのくらいの収入になるかというと、年伐量は約80m³で、m³当たりの単価を6,500円とすると、52万円、所得率80%として、約42万円で、農業を合せた粗所得は以前と変わることになる。しかも林業は生産期間が長いから、却って經營としては不安定である。したがって林業として安定的經營を設計しようとすれば、いまの1.5~2倍の収入のある經營にする必要がある。しかしそのためには林地をいまの1.5~2倍にしなければならず、これは容易なことではない。林地の入手につきまとういろんな問題を解決しなければならず、購入資金も調達しなければならない。さらにそれが出来たとしても造林、手入の資金や労力がかかる。このように考えてくると、H氏の希望——これはまた篤林家に共通の希望ともいえるが——を実現することは国や県の林地取得のあっせんや林地購入資金及び造林、下刈費の低利融資などのよほど強い指導や援助がない限り、自力では容易でないと考えられるのである。